

**おそれのある医薬品**

**濫用等の**

濫用等のおそれのある医薬品を販売する時は、**以下の項目を確認することが必要です！！**

**【確認事項】**

①購入者が若年者（中学生、高校生等）である場合は、**購入者の氏名及び年齢**

②他店舗からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の**購入状況**

③適正な使用のために必要と認められる数量（**原則として１人１包装単位**）を超えて購入しようとする場合にはその**理由**

④その他当該医薬品の**適正な使用を目的とする**購入であることを確認するために必要な事項

**【留意事項】**

①確認事項を確認したうえで、適正な使用のために必要と認められる数量（原則として１人１包装単位）に限り販売する必要があります。

②1包装単位のみ販売する際も、上記の確認は必要です。

　（1個なら確認事項を確認せずに販売できる訳ではありません。）

③これらの確認事項は、特定販売を行う際も必要です。

**【濫用等のおそれのある医薬品】**

**次の①～⑥の水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤**

①エフェドリン

②コデイン

③ジヒドロコデイン

④ブロモワレリル尿素

⑤プソイドエフェドリン

⑥メチルエフェドリン

※令和５年４年１日よりコデイン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリンについては鎮咳去痰薬に限らず濫用等のおそれのある医薬品に該当



**東大阪市保健所　環境薬務課　薬事担当**

TEL:072-960-3804　FAX:072-960-3807